

食品接触材料安全センターメールマガジン No.33 (HP 掲載版)

食品接触材料安全センターメールマガジン No.33 (2022 年 2 月下旬号) を発行致しましたのでご覧ください。

■食品接触材料安全センターの組織と事業紹介シリーズ

食品接触材料安全センターの組織と事業紹介 (情報システム室)

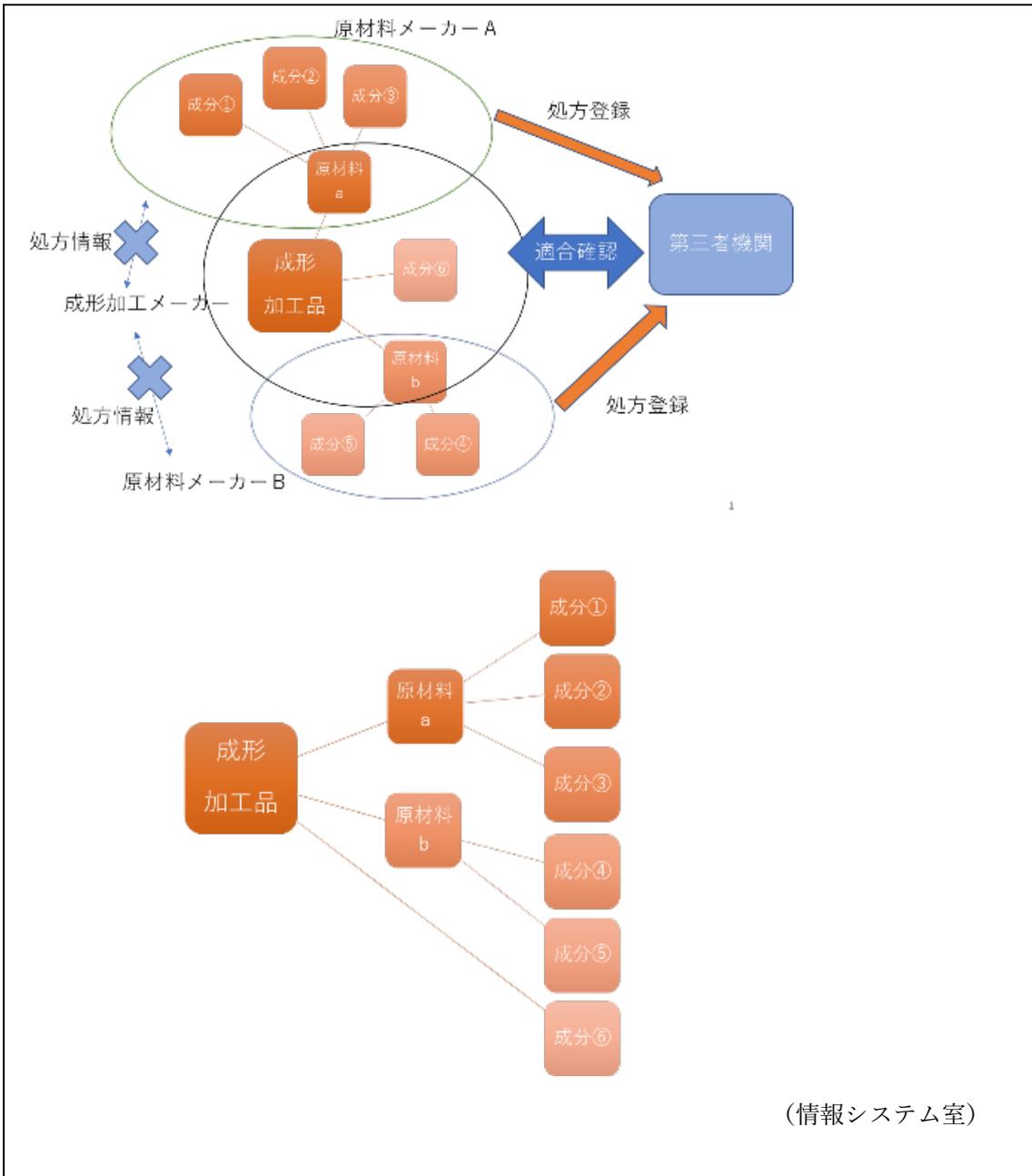
ここでは、一般財団法人化学研究評価機構 (JCII) 食品接触材料安全センターに設置された情報システム室についてご紹介します。

情報システム室は、食品接触材料安全センターの適合確認、組成情報管理の IT 化を進めるためにシステム構築を企画、推進しています。

合成樹脂製の食品用器具・容器包装は、高分子材料や添加剤の原材料及びそれらの複数の混合物などから構成され、何段階もの工程を経るものが多くあります。旧衛生協議会では、第三者として、登録された樹脂や添加剤、一次加工品などの処方情報を管理し、使用されている製品の組成まで遡って、自主規格基準のポジティブリストに記載されていること及びその使用量が制限値以下であることなどの使用制限を確認し、確認証明書を発行することで適合確認を実施してきました。食品接触材料安全センターはその仕組みを承継しています。ポジティブリスト制度が法制化され対象も旧衛生協議会で取り扱ってきた範囲を大きく超えており、作業の増加や適合確認方法の複雑化なども想定されることから、人手による確認作業には限界があります。そこで、適合確認にかかわるデータ管理の IT 化をすすめ、より迅速な対応に向けたシステムの構築を目指して検討を進めています。

言うまでもなく、適合確認に必要なデータは、物質の組成情報など事業者にとって大切な秘密情報であり、これらの秘密情報の管理にも細心の注意をはらった仕組みであることも重要な要素となります。

ポジティブリスト制度の大きな柱の一つである情報伝達を円滑に進めるため、皆様のご協力、ご支援をお願いします。



■ PL 制度における既存物質の再整理と PL 制度の改編について

PL 制度における既存物質の再整理と PL の改編について

厚生労働省は、2021年12月21日の審議会部会において、既存物質の再整理と PL の改編へ基本方針を示しました。今回は、基ポリマーリストの再整理について紹介します。

現行のリストはポリマーベースで記載されていました。これをモノマーベースにすることで、2,000以上あった物質名が21のコード（グループ化された物質名）に再整理されます。またモノマーベースにすることにより、現行のプラスチックと反応生成物が係わるコーティングに分かれていた2つのリストが1つに再整理可能になります。

もう一つ注目されるのは、現行の7つの樹脂区分が4つの区分に再整理されることです。即ち、これまでの区分2（疎水性樹脂）、5（PE）、6（PP）は区分2に、区分3（親水性樹脂）、7（PET）は区分3にそれぞれ集約されます。これまで一部樹脂について、帰属可能な複数の区分があったことで、帰属の判断がしにくかった問題が解消されます。なおこの再整理は既存物質に適用され、新規物質のリスク評価には、消費係数が過大になりリスク評価が実態から乖離しないよう、現行の7区分が存置されます。

これらの方針の概要は下の表に整理されています。

(2) 基ポリマー(基材)の再整理に関する検討状況

合成樹脂区分	Code	物質名	現行のNo.
区分1	1a	ホルムアルデヒドを主なモノマーとする重合体	25, 30, 31, 34, 71
	1b	スルフィド結合を主とする重合体	59
	1c	エーテル結合を主とする重合体	45, 46, 47, 55, 60, 61
	1d	シロキサン結合を主とする重合体	22
	1e	フッ素置換エチレン類を主なモノマーとする重合体	32
	1f	イミド結合を主とする重合体	36, 38, 44
	1g	カーボネート結合を主とする重合体	39, 50
	1h	エポキシポリマーの架橋体	17
	1i	エステル結合を主とする重合体の架橋体	20
	2a	ブタジエンを主なモノマーとする重合体	62
区分2	2b	アルケンを主なモノマーとする重合体	2, 3, 4, 5, 6, 7, 10, 11, 12, 14, 15, 16, 18, 19, 40, 66, 67, 70
	2c	スチレンを主なモノマーとする重合体	23, 54
	3a	酢酸ビニルを主なモノマーとする重合体の加水分解物	13, 58
区分3*	3b	ウレタン結合を主とする重合体	26, 28
	3c	アミド結合を主とする重合体	35
	3d	エステル結合を主とする重合体	27, 29, 37, 41, 42, 43, 51, 52, 53, 56, 57, 63, 64, 65, 68
	3e	アクリル酸類を主なモノマーとする重合体	1, 8, 9, 24, 33, 69
	3f	吸着能又はイオン交換能を有する重合体	21
	3g	合成セルロース又は化学修飾されたセルロース	
区分4	4	塩素置換エチレンを主なモノマーとする重合体	48, 49
区分2及び区分3**	Co	被膜形成時に化学反応を伴う塗膜用途の重合体	別表第1第1表(2)

ポリエチレン、ポリプロピレンを含む（区分5, 6を区分2に統合）

ポリエチレンテレフタレートを含む（区分7を区分3に統合）

(2021年12月21日審議会部会資料より)

■お知らせ

食品接触材料に関する内外の動き

- 「JIS S 2061:2022 合成樹脂製食品用器具・容器包装の安全性確認に関する情報伝達項目」（2022/1/20 制定）が制定、公表された。

<https://jis.eomec.com/jiss20612022>

- 3月16日厚労省「改正食品衛生法の施行に関する説明会」

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/1111212865_00029.html

- 2月28日、3月4日農林水産省「EU向け輸出食品の容器包装規制に関するオンラインセミナー」

https://zoom.us/webinar/register/WN_AkpEd7wISxy_LFMDuczKhw

https://zoom.us/webinar/register/WN_hDCdPJZCRXKr7QyxIjQQWg

- 2月28日 EC DG SANTE SC-PAFF 食物連鎖における新規食品及び毒性学安全部会「アジェンダ」

https://ec.europa.eu/food/system/files/2022-02/register_toxic_20220228_agenda.pdf

A.01 食品接触材料に関する作業部会の最近の会議での議論に関するフィードバック。

C.01 食品接触用リサイクルプラスチック材料及び成形物に関する、そして規則（EC）No282 / 2008 廃止に関する委員会の意見交換。

- 1月24日 EFSA が開催した「BPA 再評価に対する科学的意見への関係者協議」に使用されたプレゼン資料が先頃公表された。

<https://www.efsa.europa.eu/en/events/stakeholder-meeting-draft-scientific-opinion-re-evaluation-bisphenol-bpa>

- 2月7日欧州官報「ある種のシングルユースプラスチック製品の消費削減に関する計算、検証及び報告、及び加盟国が取る措置について、欧州議会及び閣僚理事会指令（EU）2019/904 に適用するルールを記載する 2022年2月4日付欧州委員会施行決定（EU）2022/162」

[https://eur-lex.europa.eu/legal-](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv%3AOJ.L.2022.026.01.0019.01.ENG&toc=OJ%3AL%3A2022%3A026%3ATOC)

[content/EN/TXT/?uri=uriserv%3AOJ.L.2022.026.01.0019.01.ENG&toc=OJ%3AL%3A2022%3A026%3ATOC](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv%3AOJ.L.2022.026.01.0019.01.ENG&toc=OJ%3AL%3A2022%3A026%3ATOC)

■■ 食品接触材料安全センターメールマガジン 配信方法の見直しについて ■■

日頃は食品接触材料安全センターメールマガジンをご愛読頂きありがとうございます。本メールマガジンは、食品接触材料分野の最新情報を紹介することをメインに、センター会員への情報提供ツールとしてスタートしましたが、このたびメールマガジンの配信方法を見直し、メールマガジン No. 26 以降につきましては食品接触材料安全センター会員窓口の方に限定して配信させていただくことになりました。

これまで通りホームページにメールマガジンを掲載してまいりますので、会員企業におられる窓口以外の方、会員以外の方はホームページからご覧ください。

[\(https://www.jcii.or.jp/publics/index/164/\)](https://www.jcii.or.jp/publics/index/164/)

ご不便をおかけしますが、ご理解のうえご協力頂きますようお願い致します。

食品接触材料安全センターでは、食品接触材料の PL 制度をはじめ法制度への問い合わせに幅広く対応しております。ご質問・お問い合わせなどございましたらお気軽にご連絡下さい。

<https://www.jcii.or.jp/publics/index/98/>

－ JCII の個人情報の取扱いに関しましては、JCII ホームページの“個人情報保護方針”をご覧ください。 (<https://www.jcii.or.jp/publics/index/9/>)

－ 本メールマガジンに関する問い合わせ・ご要望などございましたら是非お聞かせ下さい。
(info-fcmsec@jcii.or.jp)

－ 配信の停止・メールアドレス変更につきましては、お手数ではございますが、件名に【停止希望】又は【メールアドレス変更】とお書き頂き、メールをご返信下さい（メールアドレス記載）。メールアドレス変更につきましては、旧アドレスもあわせてお知らせ下さい。

今後ともご支援、ご利用を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(発行)

一般財団法人化学研究評価機構 (JCII) 食品接触材料安全センター
〒104-0033 東京都中央区新川 1-4-1 住友不動産六甲ビル 7 階
Tel : 03-5244-9363 e-Mail : info-fcmsec@jcii.or.jp

URL : <https://www.jcii.or.jp/publics/index/65/>